

令和3年6月15日
堺市上下水道局

災害時給水栓設置工事（3-2）の設計図書の訂正について（通知）

標題案件の設計図書（設計書）について、下記のとおり一部訂正しますので、お知らせいたします。

現在、堺市入札情報公開システムに掲載されている書類は訂正済みです。再度ダウンロードしていただくか、お持ちの書類を下記のとおり訂正していただきますよう、お願いいたします。

なお、開札予定日時、入札書の提出期間の変更はありません。

ご迷惑をお掛けし、お詫び申し上げます。

記

1 訂正内容

ユニオン及びニップル継手工φ65の歩掛について、本市の積算内容の参考明示を追記する。

2 訂正内容

別紙のとおり

災害時給水栓設置工事（3－2）特記仕様書
（別紙）積算上の条件

【訂正前】

3. 見積りにより決定した歩掛について

本業務は、準拠した積算基準の明示があり、かつ明示した積算基準に記載した経費計算に基づき予定価格を算定しているため、見積りにより決定した歩掛を金抜き設計書に記載している。なお、歩掛を記載することにより、歩掛を決定した法人等を第三者が特定でき、かつ歩掛を決定した法人等から公にしないことを条件に提供された歩掛は非公表としている。

※代価表に記載の歩掛は、発注の積算内容を参考に明示したものであり、契約上の拘束力を生じるものではない。

【訂正後】

3. 見積りにより決定した歩掛について

1) 本業務は、準拠した積算基準の明示があり、かつ明示した積算基準に記載した経費計算に基づき予定価格を算定しているため、見積りにより決定した歩掛を金抜き設計書に記載している。なお、歩掛を記載することにより、歩掛を決定した法人等を第三者が特定でき、かつ歩掛を決定した法人等から公にしないことを条件に提供された歩掛は非公表としている。

※代価表に記載の歩掛は、発注の積算内容を参考に明示したものであり、契約上の拘束力を生じるものではない。

2) 歩掛について

第27号代価表の歩掛は次表に示すとおり積算している。歩掛は、発注の積算内容を参考に明示したものであり、契約上の拘束力を生じるものではない。

ユニオン及びニップル継手工歩掛表（10か所当たり）

呼び径（mm）	配管工（人）	普通作業員（人）
65	0.25	0.15